

# 発電設備系統連系サービス要綱

2019年10月1日 実施

関西電力株式会社

# 発電設備系統連系サービス要綱

## 目 次

I	総 則	1
1	適 用	1
2	要 綱 の 変 更	1
3	定 義	1
4	単位および端数処理	2
5	実 施 細 目	2
II	契 約 の 申 込 み	3
6	連系契約の申込み	3
7	契 約 の 成 立	4
8	契約期間および契約使用期間	4
9	発 電 場 所	4
10	契 約 の 単 位	5
11	連系サービスの開始	5
12	電気方式, 電圧および周波数	5
13	技術ガイドライン等の遵守	6
14	承 諾 の 限 界	6
15	連系契約書の作成	6
III	アンシラリーサービス料金	7
16	アンシラリーサービス料金	7
17	アンシラリーサービス料金の適用開始の時期	7
18	アンシラリーサービス料金の算定期間	8
19	アンシラリーサービス料金の算定	8
20	アンシラリーサービス料金の支払義務および支払期日	9

21	アンシラリーサービス料金その他の支払方法	10
22	保証金	12
<b>IV</b>	<b>連 系 サ ー ビ ス</b>	<b>13</b>
23	発電場所への立入りによる業務の実施	13
24	連系サービスにともなう協力	13
25	連系サービスの停止	13
26	連系サービスの停止の解除	15
27	違約金	15
28	連系サービスの中止	15
29	損害賠償の免責	16
30	設備の賠償	16
<b>V</b>	<b>契約の変更および終了</b>	<b>18</b>
31	契約の変更	18
32	契約の廃止	18
33	解約	19
34	契約消滅後の債権債務関係	19
<b>VI</b>	<b>工事費の負担</b>	<b>20</b>
35	工事費負担金	20
36	工事費負担金の申受けおよび精算	20
<b>VII</b>	<b>保 安</b>	<b>21</b>
37	保安等に対するお客さまの協力	21
<b>VIII</b>	<b>そ の 他</b>	<b>22</b>
38	発電設備による他の電気の需給	22
39	そ の 他	22
	附 則	23

# I 総 則

## 1 適 用

お客さまが発電設備を設置し、当社が維持および運用する高圧または特別高圧電線路に電氣的に接続され、発電された電気の全部または一部を自ら使用する場合、または電気事業法第 27 条の 31 の規定にもとづく特定供給を行なう場合の料金および必要となるその他の連系条件は、この発電設備系統連系サービス要綱（以下「この要綱」といいます。）によります。

## 2 要綱の変更

- (1) 当社は、この要綱を変更することがあります。この場合には、あらかじめお客さまに変更後の内容をお知らせし、お客さまから異議の申出がないときは、契約使用期間満了前であっても、料金および必要となるその他の連系条件は、変更後の発電設備系統連系サービス要綱によります。
- (2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この要綱を変更いたします。この場合、契約使用期間満了前であっても、料金および必要となるその他の連系条件は、変更後の発電設備系統連系サービス要綱によります。

## 3 定 義

次の言葉は、この要綱においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

### (1) 高 圧

原則として標準電圧 6,000 ボルトをいいます。

### (2) 特別高圧

原則として標準電圧 20,000 ボルト以上の電圧をいいます。

### (3) 連 系

発電設備を当社が維持および運用する電線路に電氣的に接続している状態を

いいます。

(4) 連系地点

お客様の電気設備（発電設備を含みます。）と当社の電線路または引込線との接続点をいいます。

(5) アンシラリーサービス

連系契約にともない、当社が行なう周波数維持に係るサービスをいいます。

(6) 発電場所

お客様が、連系契約の対象となる発電設備により発電を行なう場所をいいます。

#### 4 単位および端数処理

この要綱においてアンシラリーサービス料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) アンシラリーサービス料金対象容量および発電設備の定格出力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) アンシラリーサービス料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

#### 5 実施細目

この要綱の実施上必要な細目的事項は、そのつどお客様と当社との協議によって定めます。

## Ⅱ 契約の申込み

### 6 連系契約の申込み

(1) お客さまが新たに発電設備の連系契約を希望される場合は、あらかじめこの要綱を承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式により、連系契約の申込みをしていただきます。

なお、この場合には、連系するすべての発電設備を連系契約の対象といたします。

イ 発電場所（供給地点特定番号および受電地点特定番号を含みます。）および連系地点

ロ 連系を希望されるすべての発電設備のメーカー名、型式、製造番号、発電方式、定格出力、用途および系統安定上必要な仕様

ハ 連系地点における電圧

ニ 発電場所内の負荷設備および受電設備

ホ 当社との連系契約以外の契約の内容

ヘ 連系サービス開始希望日

ト 連絡体制

チ その他必要な事項

(2) お客さまが、連系契約の対象となる発電設備の一部を使用し、小売電気事業、一般送配電事業、特定送配電事業もしくは電気事業法第2条第1項第5号ロにもとづき行なわれる電気の供給（以下「自己等への電気の供給」といいます。）の用に供する電気（当社が行なう託送供給に係る電気に限ります。）を発電される場合、またはお客さまが託送供給に係る電気の供給を受ける場合は、(1)の事項およびお客さまに係る電気需給契約、電力受給契約、接続供給契約または発電量調整供給契約等の内容を明らかにして、申込みをしていただきます。

(3) 当社は、お客さまの連系契約の申込み内容および当社の供給設備の状況等について検討を行ない、承諾の可否についてお客さまにお知らせいたします。

なお、お客さまが連系契約の対象となる発電設備により小売電気事業、一般送配電事業、特定送配電事業もしくは自己等への電気の供給の用に供する電気（当社が行なう託送供給に係る電気に限ります。）の発電を希望される場合または当社との電力受給契約を希望される場合には、連系に係る検討に要する費用は、託送供給等約款または当社との電力受給契約に定めるところによるものといたします。

## 7 契約の成立

連系契約は、連系契約の申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

## 8 契約期間および契約使用期間

(1) 契約期間は、連系契約が成立した日から、契約使用期間満了の日までといたします。

(2) 契約使用期間は、契約上発電設備を連系できる期間といたします。

なお、契約使用期間は、お客さまに係る電気需給契約または接続供給契約における契約期間と同一の期間といたします。ただし、連系契約書に定めがある場合は、連系契約書によるものといたします。

(3) 契約使用期間満了に先だってお客さままたは当社から連系契約の終了または変更の申出がない場合は、連系契約は、契約使用期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

## 9 発電場所

(1) 当社は、原則として、1構内をなすものは1構内を1発電場所とし、これによりがたい場合には、1建物をなすものは1建物を1発電場所といたします。

なお、1構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。また、1建物をなすものとは、独立した1建物をいいます。

す。ただし、複数の建物であっても、それぞれが地上または地下において連結され、かつ、各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は、1建物をなすものとみなします。また、集合住宅等の1建物内において、共用部分その他建物の使用上独立している部分がある場合は、その部分を1発電場所とすることがあります。

(2) 隣接する複数の構内の場合で、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いときは、(1)にかかわらず、その隣接する複数の構内を1発電場所とすることがあります。

(3) 道路その他公共の用に供せられる土地（(1)に定める構内または(2)に定める隣接する複数の構内を除きます。）において、街路灯等が設置されている場合は、その設置されている場所を1発電場所といたします。

## 10 契約の単位

当社は、原則として、1発電場所につき1連系契約を結びます。

## 11 連系サービスの開始

(1) 当社は、連系契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ連系サービス開始日を定め、連系準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに連系サービスを開始いたします。

(2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた連系サービス開始日に連系サービスを開始できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、連系サービス開始日を定めて連系サービスを開始いたします。

## 12 電気方式、電圧および周波数

連系地点における電気方式および電圧は、交流3相3線式高圧または特別高圧とし、周波数は、特別の事情がない限り、標準周波数60ヘルツといたします。

### 13 技術ガイドライン等の遵守

- (1) 連系にあたっては、電気設備に関する技術基準、電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン、系統連系技術要件〔託送供給等約款別冊〕その他の法令等を遵守していただきます。
- (2) お客さまが、連系契約の対象となる発電設備による当社の系統への逆潮流に係る他の契約の締結を希望される場合の技術要件は、別に定める託送供給等約款その他の取扱いにより別途協議させていただきます。

### 14 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、用地事情、お客さまの当社に対する債務の支払状況その他によってやむをえない場合には、連系契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。

### 15 連系契約書の作成

当社は、当社が必要とする場合は、お客さまとの間で、原則として連系サービスの開始前に、連系に関する必要な事項について、連系契約書（当社所定の様式によります。）を作成いたします。

### Ⅲ アンシラリーサービス料金

#### 16 アンシラリーサービス料金

##### (1) アンシラリーサービス料金

アンシラリーサービス料金は、1月につき次のとおりといたします。

アンシラリーサービス料金 対象容量1キロワットにつき	高圧で連系する場合	99円00銭
	特別高圧で連系する場合	77円00銭

##### (2) アンシラリーサービス料金対象容量

アンシラリーサービス料金対象容量は、特別の事情がない限り、発電場所ごとに、連系する発電設備の定格出力（年間最大値といたします。）の合計値から(3)の控除容量を差し引きし、その値を連系契約の単位で合計したものといたします。

##### (3) 控除容量

控除容量は、次の値を基準として、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めた値（キロワット）といたします。

イ 電気需給契約または接続供給契約により電気の供給を受ける場合で、お客さまの発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を合わせて受けるときは、その契約電力のうち当該補給にあてるための部分

ロ 当社が行なう発電量調整供給に係る電気を発電している場合は、その発電量調整受電電力の年間実績

ハ 当社と電力受給契約を締結している場合は、その受電電力の年間実績

#### 17 アンシラリーサービス料金の適用開始の時期

アンシラリーサービス料金は、あらかじめ定めた連系サービス開始日から適用いたします。ただし、連系準備着手前に連系延期の申入れがあった場合またはお

客さまの責めとならない理由によって連系サービスが開始されない場合は、あらためてお客さまと当社との協議によって定められた連系サービス開始日から適用いたします。

## 18 アンシラリーサービス料金の算定期間

アンシラリーサービス料金の算定期間は、次のとおりといたします。

- (1) お客さまに係る電気需給契約または接続供給契約における前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、連系サービスを開始し、または連系契約が消滅した場合のアンシラリーサービス料金の算定期間は、連系サービス開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。
- (2) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに、お客さまに係る電気需給契約の計量日または接続供給契約の計量日をお知らせしたときは、(1)にかかわらず、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）といたします。ただし、連系サービスを開始し、または連系契約が消滅した場合のアンシラリーサービス料金の算定期間は、連系サービス開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。

## 19 アンシラリーサービス料金の算定

- (1) アンシラリーサービス料金は、次の場合を除き、アンシラリーサービス料金の算定期間を「1月」として算定いたします。

イ 連系サービスを開始し、再開し、もしくは停止し、または連系契約が消滅した場合

ロ アンシラリーサービス料金対象容量に変更があった場合

ハ 18（アンシラリーサービス料金の算定期間）(1)の場合で、検針期間の日数とその検針期間に対応する月の日数に対し、5日を上回り、または下回ると

き。

ニ 18（アンシラリーサービス料金の算定期間）(2)の場合で、計量期間の日数  
がその計量期間に対応する月の日数に対し、5日を上回り、または下回ると  
き。

(2) (1)イまたはロに該当する場合は、次の算式によりアンシラリーサービス料金  
を算定いたします。ただし、18（アンシラリーサービス料金の算定期間）(2)の  
場合は、検針期間の日数は、計量期間の日数といたします。

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

また、(1)ハまたはニに該当する場合は、次の算式によりアンシラリーサービ  
ス料金を算定いたします。

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

(3) (1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には連系サービ  
ス開始日および再開日を含み、停止日および消滅日を除きます。

また、(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後のアンシラリーサー  
ビス料金は、変更のあった日から適用いたします。

## 20 アンシラリーサービス料金の支払義務および支払期日

(1) アンシラリーサービス料金の支払義務は、お客さまに係る電気需給契約の検  
針日または接続供給契約の検針日に発生いたします。ただし、連系契約が消滅  
した場合のアンシラリーサービス料金の支払義務は、連系契約の消滅日に発生  
するものといたします。

(2) アンシラリーサービス料金は、次の場合を除き、支払義務発生日の翌日から  
起算して30日目の日（以下「支払期日」といいます。）までに支払っていただ  
きます。ただし、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令  
で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日と  
いたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌

日といたします。

イ 33（解約）により解約となった場合

ロ お客さまが振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合

ハ お客さまが破産手続き開始，再生手続き開始，更生手続き開始，特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行なった場合

ニ お客さまが強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合

ホ お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合

ヘ その他の理由でお客さまが明らかに料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認め，その旨を当社がお客さまに通知した場合

(3) お客さまが(2)イからへまでのいずれかに該当する場合の支払期日は，次のとおり取り扱います。

イ お客さまが(2)イからへまでのいずれかに該当することとなった日までに支払義務が発生した料金で，かつ，当社への支払いがなされていない料金（支払期日を超過していない料金に限ります。）については，お客さまが(2)イからへまでのいずれかに該当することとなった日を支払期日といたします。ただし，お客さまが(2)イからへまでのいずれかに該当することとなった日が支払義務発生日から7日を経過していない場合には，支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。

ロ お客さまが(2)イからへまでのいずれかに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生する料金については，支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。

## 21 アンシラリーサービス料金その他の支払方法

(1) アンシラリーサービス料金および工事費負担金その他についてはそのつど，

当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。

また、支払いにともなう費用が生じる場合は、お客さまの負担といたします。

イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続してアンシラリーサービス料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ お客さまがアンシラリーサービス料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込み等により支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。

(2) お客さまがアンシラリーサービス料金を(1)イにより支払われる場合は、アンシラリーサービス料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。また、(1)ロにより支払われる場合は、お客さまがその金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

(3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

(4) アンシラリーサービス料金が支払期日までに支払われない場合は、支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで、アンシラリーサービス料金から消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）を差し引いた金額に対して、年10パーセント（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）の延滞利息をお客さまから申し受けます。この場合、消費税等

相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

なお、延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となるアンシラリーサービス料金を支払われた直後に支払義務が発生するアンシラリーサービス料金とあわせてお客さまから支払っていただきます。

- (5) アンシラリーサービス料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

## 22 保証金

- (1) 当社は、アンシラリーサービス料金の支払いの延滞があった場合、または発電設備を新たに連系し、もしくは連系する発電設備の容量を増加される場合には、連系サービスの開始もしくは再開に先だって、または連系サービス継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。
- (2) 保証金の預かり期間は、2年以内といたします。
- (3) 当社は、連系契約が消滅した場合または支払期日を経過してなおアンシラリーサービス料金を支払われなかった場合には、保証金を支払額に充当することがあります。
- (4) 当社は、保証金について利息を付しません。
- (5) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても連系契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。ただし、(3)により支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。

## IV 連系サービス

### 23 発電場所への立入りによる業務の実施

当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地もしくは建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 連系地点に至るまでの当社の供給設備または発電場所内の当社の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査
- (2) 37（保安等に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な連系の防止等に必要なお客さまの発電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査
- (4) 25（連系サービスの停止）、32（契約の廃止）または33（解約）により必要な処置
- (5) その他この要綱によって、連系契約の成立、変更もしくは終了等に必要業務または当社の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

### 24 連系サービスにともなう協力

お客さまが発電設備の連系により他者の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置をその発電場所に施設していただくとともに、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で、当社の供給設備を変更いたします。

### 25 連系サービスの停止

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、連系サービスを停止

することがあります。

イ お客様の責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合

ロ 発電場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社に重大な損害を与えた場合

(2) お客様が次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、連系サービスを停止することがあります。

イ お客様の責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ 連系された発電設備の更新について申込みをなされない等、アンシラリーサービス料金の支払いを不正に免れた場合

ハ 電気工作物の改変等によって不正に連系された場合

ニ お客様に係る電気需給契約、接続供給契約、発電量調整供給契約または電力受給契約により電気の供給、接続供給、発電量調整供給または電力受給を停止する場合

ホ 23（発電場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

ヘ 24（連系サービスにともなう協力）によって必要となる措置を講じられない場合

(3) お客様がその他この要綱に反した場合には、当社は、連系サービスを停止することがあります。

(4) (1)から(3)によって連系サービスを停止する場合には、当社は、当社の供給設備またはお客様の電気設備において、連系サービス停止のための適当な処置を行ないます。

なお、この場合には、必要に応じてお客様に協力をさせていただきます。

また、連系サービス停止のための適当な処置を行なう場合には、その旨を文書等によりお客様にお知らせすることがあります。

## 26 連系サービスの停止の解除

25（連系サービスの停止）によって連系サービスを停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消したときには、当社は、すみやかに連系サービスを再開いたします。

## 27 違 約 金

- (1) お客さまが、25（連系サービスの停止）(2)ロまたはハに該当し、そのためにアンシラリーサービス料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金としてお客さまから申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、この要綱に定められた連系条件にもとづいて算定された金額と、不正な連系方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に連系した期間が確認できない場合は、当社が決定した期間といたします。

## 28 連系サービスの中止

- (1) 当社は、次の場合には、連系サービスを中止することがあります。
  - イ お客さまに係る電気需給契約、接続供給契約、発電量調整供給契約または電力受給契約により電気の供給、接続供給、発電量調整供給または電力受給を中止する場合
  - ロ 当社が維持および運用する供給設備（当社が使用权を有する設備を含みます。）に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
  - ハ 当社が維持および運用する供給設備（当社が使用权を有する設備を含みます。）の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合
  - ニ 非常変災の場合
  - ホ その他保安上必要がある場合
- (2) (1)の場合には、当社は、あらかじめその旨を広告その他によってお客さまに

お知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

## 29 損害賠償の免責

- (1) 11（連系サービスの開始）(2)によって連系サービス開始日を変更した場合または28（連系サービスの中止）(1)によって連系サービスを中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客様の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 25（連系サービスの停止）によって連系サービスを停止した場合または33（解約）によって連系契約を解約した場合には、当社は、お客様の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 25（連系サービスの停止）によって停止のための適切な処置を行なう旨を文書等によりお客様に係る電気需給契約、接続供給契約もしくは発電量調整供給契約等の契約者にお知らせした場合または33（解約）によってお客様が33（解約）(2)に該当する旨を文書等によりお客様に係る電気需給契約、接続供給契約もしくは発電量調整供給契約等の契約者にお知らせした場合には、当社は、お客様の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (4) その他当社の責めとならない理由により事故が生じた場合には、当社は、お客様の受けた損害について賠償の責めを負いません。

## 30 設備の賠償

お客様が故意または過失によって、発電場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額をお客様に賠償していただきます。

- (1) 修理可能の場合  
修理費
- (2) 亡失または修理不可能の場合

帳簿価額と取替工費との合計額

## V 契約の変更および終了

### 31 契約の変更

発電設備の更新等にもない連系契約の内容に変更が生ずる場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに連系サービスを希望される場合に準じて連系契約を変更するものとし、すみやかにお客さまから申込みをしていただきます。

### 32 契約の廃止

(1) お客さまが連系契約を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。この場合、当社は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に、当社の供給設備またはお客さまの電気設備において、連系契約を終了させるための適当な処置を行いません。

なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

(2) 連系契約は、33（解約）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 連系契約は契約使用期間満了日をもって消滅するものといたします。この場合には、当社は、契約使用期間満了日の翌日を連系契約の消滅日といたします。

ロ 8（契約期間および契約使用期間）(3)によりこの要綱による契約が同一条件で継続される場合は、イにかかわらず、契約使用期間満了による連系契約の消滅は、アンシラリーサービス料金の算定上、連系契約の消滅とみなしません。

ハ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に連系契約が消滅したものといたします。

ニ 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により連系サービスを終了させるための処置ができない場合は、連系契約は連系サービスを終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

### 33 解 約

(1) 25（連系サービスの停止）によって連系サービスを停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、連系契約を解約することがあります。

(2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、連系契約を解約することがあります。

イ お客さまがアンシラリーサービス料金を支払期日を経過してなお支払われない場合

ロ お客さまが他の連系契約（既に消滅しているものを含みます。）のアンシラリーサービス料金を支払期日を経過してなお支払われない場合

ハ この要綱によって支払いを要することとなったアンシラリーサービス料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金その他この要綱から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

(3) (1)または(2)の場合には、その旨をあらかじめお客さまにお知らせいたします。また、お客さまが(1)または(2)に該当する旨を文書等により、お客さまに係る電気需給契約、接続供給契約または発電量調整供給契約等の契約者にお知らせすることがあります。

### 34 契約消滅後の債権債務関係

連系契約期間中のアンシラリーサービス料金その他の債権債務は、連系契約の消滅によっては消滅いたしません。

## VI 工事費の負担

### 35 工事費負担金

連系サービスの開始または連系契約の変更にともない当社の供給設備を新たに施設または変更する場合は、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。この場合には、工事費は、工事費負担金の対象となる当社の供給設備の工事に要する材料費、工費および諸掛り等の合計額といたします。

なお、お客さまが当社の電気需給契約、接続供給契約または発電量調整供給契約等に属している場合は、その契約に定めるところによるものといたします。

### 36 工事費負担金の申受けおよび精算

- (1) 当社は、工事費負担金を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。
- (2) 当社は、設計の変更、材料単価の変動その他特別の事情によって工事費負担金に著しい差異が生じた場合は、工事完成後すみやかに精算するものといたします。

## Ⅶ 保 安

### 37 保安等に対するお客さまの協力

(1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には、当社は、ただちに適切な処置をいたします。

イ お客さまが、引込線、計量器等その発電場所内の当社の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認められた場合

ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認められた場合

(2) お客さまが、当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合および物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、その内容を当社に通知していただきます。この場合において、保安上とくに必要があるときには、当社は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

(3) 当社は、必要に応じて連系開始に先だち、受電電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について、お客さまと協議を行ないます。

## Ⅷ そ の 他

### 38 発電設備による他の電気の需給

お客さまが、連系された発電設備により接続供給等を希望される場合には、当社の託送供給等約款その他の取扱いにより別途契約を結びます。

### 39 そ の 他

- (1) 当社は、必要に応じてお客さまから、連系された発電設備の発電電力量等を提出していただきます。
- (2) 当社が必要とする場合は、お客さまから年度末までに、翌年度の発電設備の運転計画を提出していただきます。
- (3) この要綱に定めのない事項またはこの要綱により難い特別な事項については、お客さまと当社との協議によって定めます。

# 附 則

## 1 実施期日

この要綱は、2019年10月1日から実施いたします。

## 2 アンシラリーサービス料金対象容量についての特別措置

### (1) 高圧で連系する場合

イ 2005年3月31日までに当社の供給設備に連系している発電設備の定格出力については、当分の間、16（アンシラリーサービス料金）(2)にかかわらず、アンシラリーサービス料金対象容量に含めません。ただし、当該発電設備を更新される場合は、更新後の発電設備の定格出力について、更新時からアンシラリーサービス料金対象容量に含めます。

ロ 2001年1月1日から2005年3月31日までの期間において、特別高圧から高圧に供給電圧を変更された場合には、イにかかわらず、16（アンシラリーサービス料金）(2)によります。ただし、以下の発電設備の定格出力については、当分の間、16（アンシラリーサービス料金）(2)にかかわらず、アンシラリーサービス料金対象容量に含めません。

(イ) 2000年12月31日までに当社の供給設備に連系している発電設備の定格出力

なお、当該発電設備を更新される場合は、更新後の発電設備の定格出力について、更新時からアンシラリーサービス料金対象容量に含めます。

(ロ) 特別高圧から高圧に供給電圧を変更された日から2005年3月31日までの期間に当社の供給設備に連系している発電設備の定格出力

なお、当該発電設備を更新される場合は、更新後の発電設備の定格出力について、更新時からアンシラリーサービス料金対象容量に含めます。

### (2) 特別高圧で連系する場合

2000年12月31日までに当社の供給設備に連系している発電設備の定格出力

については、当分の間、16（アンシラリーサービス料金）(2)にかかわらず、アンシラリーサービス料金対象容量に含めません。ただし、当該発電設備を更新される場合は、更新後の発電設備の定格出力について、更新時からアンシラリーサービス料金対象容量に含めます。

(3) 太陽光発電設備および風力発電設備の定格出力については、当分の間、16（アンシラリーサービス料金）(2)にかかわらず、アンシラリーサービス料金対象容量に含めません。

(4) 当社の供給設備に連系している発電設備のうち、(1)、(2)または(3)に該当する発電設備がある場合は、発電場所ごとのアンシラリーサービス料金対象容量は、次の算式により算定いたします。ただし、算定の結果が負となる場合は零といたします。

$$\text{アンシラリーサービス料金対象容量} = A - B - C \times \frac{A - B}{A}$$

A＝当社の供給設備に連系している発電設備の定格出力の合計値

B＝(1)、(2)または(3)に該当する発電設備の定格出力の合計値

C＝16（アンシラリーサービス料金）(3)の控除容量

なお、Cの控除容量に乗じる算式には、太陽光発電設備および風力発電設備の定格出力は含めません。

### 3 アンシラリーサービス料金についての特別措置

アンシラリーサービス料金は、16（アンシラリーサービス料金）(1)にかかわらず、当分の間、1月につき次のとおりといたします。

アンシラリーサービス料金 対象容量1キロワットにつき	高圧で連系する場合	55 円 00 銭
	特別高圧で連系する場合	38 円 50 銭

#### 4 この要綱の実施等にもなう切替措置

(1) この要綱実施の日を含む料金算定期間のアンシラリーサービス料金の算定にあたっては、32（契約の廃止）(2)イにかかわらず、契約使用期間満了による連系契約の消滅は、アンシラリーサービス料金の算定上、連系契約の消滅とみなしません。

(2) 2019年10月1日から2019年10月31日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する場合（当該支払いを受ける権利が確定した後、2019年10月31日までに連系契約が消滅する場合を除きます。）の料金その他の供給条件については、次のとおりといたします。

イ 料金その他の供給条件については、発電設備系統連系サービス要綱（平成28年4月1日実施。以下「旧要綱」といいます。）を適用いたします。ただし、アンシラリーサービス料金については、旧要綱15（アンシラリーサービス料金）(1)にかかわらず、1月につき次のとおりといたします。

アンシラリーサービス料金 対象容量1キロワットにつき	高圧で連系する場合	55円00銭
	特別高圧で連系する場合	38円50銭

ロ 旧要綱によって、契約者が支払いを要することとなった料金および料金以外（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金その他旧要綱から生ずる金銭債務をいいます。）に係る債権債務は、この要綱による連系契約の消滅によっては消滅いたしません。